

令和3年（2021年）4月7日

保護者の皆様

豊中市教育委員会

豊中市立小中学校の「まん延防止等重点措置」下における学校教育活動について

日頃は本市学校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、令和3年（2021年）4月1日付けで、大阪府が「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされました。

このことを踏まえて、4月2日（金）に開催された豊中市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本市の学校教育活動について下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. まん延防止等重点措置の期間

令和3年（2021年）4月5日（月）～5月5日（水）

2. 学校教育活動について

学校においては、さらなる感染拡大防止対策を徹底しながら学校教育活動を行うこととします。

3. 学校教育活動における主な対応について

- （1）感染拡大防止策を徹底したうえで、通常授業を実施します。ただし、感染リスクの高い教科活動（長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等）については実施しません。
- （2）3密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を回避します。
- （3）学校生活における基本的な感染拡大防止対策（マスクの着用、手洗い、教室の常時換気等）を徹底します。特に、昼食時における感染拡大防止策（食事の前後の手洗い、机を向かい合わせにしない、食事時の会話を控える等）を徹底します。
- （4）学校行事等における感染拡大防止対策を徹底します。
- （5）教職員等に関する感染拡大防止対策を徹底します。
- （6）まん延防止等重点措置期間において、校外学習や宿泊を伴う行事等を実施する場合は、受け入れ先と十分に協議をしたうえで、実施、延期、中止の判断をします。
- （7）部活動について、土日祝の活動は中止とし、平日の自校の活動のみ実施します。感染リスクの高い活動は実施しません。また、更衣や食事をする際等の感染防止対策を徹底します。

なお、他校との練習試合や合同練習等は中止とし、公式戦等については、各主催団体の判断に委ねることとします。

4. ご家庭における感染症拡大防止対策について

本市では3月から4月にかけて、家庭内における濃厚接触者としてPCR検査を受検する児童生徒の数が急増し、複数の学校において陽性者が確認されています。学校における感染拡大防止の観点から、これまでも保護者の皆様方には、感染拡大防止についてご協力いただいておりますが、引き続き、お子様本人をはじめ、同居ご家族に、発熱等かぜ症状が見られる場合やPCR検査を受けることになった場合に登校させないこと、毎朝の検温、健康観察、登校時のマスクの着用、手洗い、咳エチケットの徹底について、なお一層のご協力をお願いいたします。

なお、お子様本人や同居ご家族がPCR検査を受けることになった場合も、速やかに学校へ連絡をお願いいたします。

5. 放課後子どもクラブについて

通常運営を行います。なお、引き続き、必要最小限の利用にご協力をお願いいたします。

6. その他

- (1) 登校できない期間中、お子様の学力保障をはじめ、心身の安心・安全の確保に努めてまいりますので、心配なことがありましたら遠慮なく学校までご連絡ください。
- (2) 感染による偏見、差別につながらないよう、ご本人やご家族、関係者の人権尊重、個人情報保護について、特段のご理解とご配慮をお願いいたします。